

西岡虎之助『講義録』にみる 1938年の西岡史学

小林 真侑

はじめに

本稿の目的は、和歌山大学紀州経済史文化史研究所(以下紀州研)の寄託史料、西岡虎之助『講義録』(架蔵仮番号10-A-A-9)を翻刻・分析して西岡史学の知られざる一端を明らかにすることである¹⁾。本稿では、講義録の翻刻を行った後に、講義録と西岡の発表論文を比較することで、西岡の講義の特徴を掴んでいきたい。

この講義録は、大学ノート(背表紙剝離散逸)に細字で青の万年筆で記されたもので、見開きの左側ページを空白にして右側ページにびっしりと書き込んだものである(写真参照)。右上部には丁数を書いており、最初のページには、「(13年9月)一講」とある。このことから、講義録は1938年(昭和13)9月から使われていたものであると考えられる。

講義録の構成は、以下のA-Dの4つの群に分かれている。

- A 一講から九講まで、1-35丁 1938年9月～
- B 一講から三講まで、36-47丁 1939年4月～
- C 一講から五講まで、47-69丁 1939年9月～
- D 一講から二講(途中)まで 69-72丁 1940年か

どの群においても、一講当たり3ページから4ページ程度となっており、総ページ数は73ページである。内容的にみて、A～Dは一連のもので、1938年～40年の講義原稿と思われる。Cの冒頭に「3年目一講(前学年迄・概要)」とあるのもこれを裏付ける。この時期は、研究・教育に対する国家統制が強まる時期であり、西岡の場合は1938年(昭和13)6月に文部省思想局主催の日本諸学振興委員会で「庶民文化」を報告して弾圧を受けたという²⁾。この講義録は、ちょうどこの前後の時期に亘っており、「反骨の歴史家」「民衆史学

表 I 西岡虎之助年譜

西暦	和暦	月日	事項	年齢
1895年	明治28	5月17日	現・和歌山県かつらぎ町教良寺に生まれる。	0
1902年	明治35	4月1日	三谷尋常高等小学校の尋常科に入学する。	7
1906年	明治39	3月26日	三谷尋常高等小学校の尋常科を卒業する。	11
		4月2日	三谷尋常高等小学校の高等科に入学する。	
1910年	明治43	3月24日	三谷尋常高等小学校の高等科を卒業する。 卒業式では首席として答辞を読む。	15
			粉河中学校の入学試験に不合格。大阪のおもちゃ問屋に小僧として住みこむ。	
1911年	明治44		和歌山県師範学校本科第1部に入学する。	16
1916年	大正5	3月27日	和歌山県師範学校を卒業する。和歌山県から小学校本科正教員の免許を得る。	21
		3月31日	四郷尋常高等小学校の訓導となる。	
1917年	大正6		文部省の国漢文の中等教員検定を受け、口頭試問で落ちる。	22
1918年	大正7	3月31日	志賀尋常小学校に転任する。	23
		9月	東京帝国大学文科大学史学科国史学選科に合格し、入学する。 小学校は非合法に辞める。	
		11月6日	志賀尋常小学校を免職される。	
1921年	大正10	3月	東京帝国大学文学部国史学科選科修了。卒業論文は「軍団制ノ崩壊ニ関する研究」。	26
		9月30日	京城帝国大学（朝鮮）の職をすすめられたが受けず、東京帝国大学史料編纂掛の補助嘱託に就任。『大日本史料』第六編部で編纂に携わる。	
1923年	大正12		京華中学校に出講し、一年生の歴史を担当する。	28
1924年	大正13	12月25日	東京帝国大学史料編纂掛編纂官補に昇進する	29
1925年	大正14	6月1日	中村亀子と結婚。	30
1926年	大正15		東京女子師範学校専攻科に出講。	31
1927年	昭和2		日本女子大学校に教授として出講。国史・本邦史・日本文化史などを講ずる。(1962年まで)	32
1928年	昭和3		長男由紀男誕生。	33
1932年	昭和7	4月	大正大学文学部講師として科目「中古時代土地経済史」を講ずる。	37
1937年	昭和12	10月	国学院大学国史学会で「莊園発生に於ける二つの方向性」と題して講演を行う。 また、後期から国学院大学国史学科「国史学—奈良～平安—」の担当講師に就任。(1942年度前期末まで)	42
1940年	昭和15		日本大学に出講。(1945年まで、のち1948年から1950年まで)	45
1941年	昭和16		この年の日本女子大学校の講義題目は「一年 国史（上代）」、「二年 国史（鎌倉以降）」。ほか「本邦史」の記録あり。	46
1942年	昭和17	10月	この年から東京帝国大学経済学部で日本経済史を講ずる。(1945年度まで)	47

西岡虎之助『講義録』にみる1938年の西岡史学

1943年	昭和18	11月～12月	日本大学夜間部の「国史」の講義に昼間部の学生進士慶幹らがもぐりで聴講に来る。	48
1946年	昭和21		戦中に書き溜めた史料や原稿が、次々と論文や著書になる。	51
1948年	昭和23		東京文理科大学倫理学科で日本経済史の講義を始める。	53
1949年	昭和24	10月26日	『民衆生活史研究』が毎日出版文化賞を受賞。	54
			京都大学文学部史学科に講師として集中講義「荘園を中心とした社会経済史の諸問題」を行う。	
1950年	昭和25		日本女子大学で「日本文化史」の講義を行う。	55
1952年	昭和27		宇都宮大学学芸学部で集中講義で出講する。 東京都立大学人文学部の講師となる。 高校教科書（実教出版）の編纂に携わる。	57
1953年	昭和28	4月	東京都立大学大学院に出講。	58
		4月中旬	東京大学公開講座で演題「近世大庄屋の類型」の講演を行う。	
			日本大学通信教育学部で講師を務める。	
1954年	昭和29		東京大学史料編纂所を退任（勤続33年）。	59
		4月	博士課程新設の早稲田大学大学院文学研究科史学（日本史）専攻の教授に就任する。大学院では日本史学特論、同文献研究、同演習を講じ、学部では、第一文学部で国史綜論を講じた。	
1956年	昭和31		この頃の早稲田大学大学院での授業は、〔講義〕日本における「我」の発達、〔演習〕日本史学演習、〔文献研究〕身自鏡、播姫太平記。	61
1957年	昭和32		『荘園史の研究』（3冊）の完成で、昭和31年度朝日賞を受賞する。	62
		6月2日	脳内出血発病。9日よりお茶の水の杏雲堂病院に入院。（約40日）	
		9月	自宅にて大学院学生の演習授業を再開。	
1958年			日本女子大学文学部史学科科長に就任。	63
1959年			この頃の大学院講義題目は、〔講義〕日本経済史、〔文献研究〕大隅文書・三河物語・荘園史資料など、〔演習〕日本史学演習。	64
1962年	昭和37	3月	日本女子大学文学部教授（史学科科長）を退職。（在職35年）	67
			この頃の大学院授業は、〔講義〕日本経済史、〔文献研究〕三河物語・荘園史資料。	
1966年	昭和41	3月	早稲田大学教授を定年退職する。	71
1970年	昭和45	2月26日	脳出血を再発し、午後6時20分死亡。	75

（西岡虎之助著作集刊行委員会（2010）『西岡虎之助年譜・著作目録〈補訂版〉（稿）』加筆修正）

の祖」といわれる西岡史学の意味を考える手がかりになるだろう。本稿では、この点を重視して、1938年のA群の主に三・四講を中心に以下考察していく。

なお、1938年当時に西岡が勤めていたと考えられる大学は、日本女子大学校、大正大学、国学院大学国史学科である(表I)。日本女子大学校での講義内容は、国史・本邦史・日本文化史、大正大学での講義科目は「中古時代土地経済史」、国学院大学国史学科での講義科目は「国史学一奈良～平安一」である。国学院大学国史学科での講義名が、講義録の内容とほぼ一致しているように考えられるが、日本女子大学校、大正大学での具体的な講義内容に関する史料の調査を行うことができていないため、断定は控えて後考を俟ちたい³⁾。

では、西岡虎之助『講義録』の1938年分の三・四講を全文翻刻し、全体の体裁を概観するために一講冒頭もあわせて解説しよう(史料)。

一 西岡虎之助講義録 解題(1)中世的世界成立の構想

本講義の始まりは「前学期の終りに述べたやふに」となっていることから、年間を通して一貫性のある講義を行っていたと考えられる。また、講義の形式は、西岡が一方向的に話し続けるもので、前回の授業内容を振り返る場面や内容をまとめる場面はなく、最後に次回の内容を伝えるのみである。どの講義においてもページ数の出入りがほとんどない。このことから、西岡は各講義時間のバランスに配慮しつつ(おそらく時間一杯)授業をしたと考えられる。

講義録冒頭の1938年9月からの講義は、一講から六講が神社の司祭権をめぐる争いに関する内容、七講～九講が官寺と私寺に関する内容に分かれている。これがB群の大化改新(前学年迄の概要)に関する内容、桓武天皇と寺院領に関する内容、C群寺院と僧侶に関する内容(一講～二講は大和国長谷寺を例)につながる。

一講～六講の神社の司祭権をめぐる争いに関する内容では、伊勢神宮や常陸鹿嶋神宮、大三嶋神社、大和春日社、宇佐神宮等を具体例として用いながら、司祭権をめぐる氏族間の争いについて記されている。最終的には、司祭者の地位職掌の形態が、

- ① 大化改新以前の旧氏族が引続き司祭者の地を保持する場合

② 大化以前の地方氏族が当時の発展に伴う新しい社会情勢に応じ切れなかった為から、新しい地方氏族が割り込み、旧氏族の司祭者を圧倒して、この新氏族が替って司祭者になりきってしまう場合

③ 朝廷の政策上から替る場合

以上の三つに分けることができ、この争いの背景として、神社の司祭者が社領(神領)の私的領主的性格を帯びて、私的支配権を樹立したことが挙げられている。また、私領主という、政府の支配から独立的な地位を占めて領土をもつことは、土豪の性格として必要不可欠なものであると述べ、寺院の優越・土豪に関する内容へと繋げている。

七講～九講の寺院の壇越等と土豪に関する内容では、仏教と氏族の繋がりから、皇族や氏族によって建立された私寺と、国家や天皇によって建立された官寺に関する内容が記されている。仏教は、大化改新において、新しい政治体制の構築における要素の一つとなり、私寺の中から国家的に必要と考えられた寺が官寺へと昇格した。このように、官寺の成立には、

① 国家(政府)または天皇によって建立される場合

② 私寺を公家に託属して官寺に昇格させる場合

の二種類があるとしている。また、官寺には、僧侶が国家の宗教官人になることや、国家からの経済面における援助等、優越な特権がある一方で、私寺にはこの特権がない。そのため、官寺は国家と結びつくようになったと記されている。私寺の建立に関する経済的、社会的な面において重要な役割を担っていたのが桓武天皇であることから、次時から桓武天皇をめぐる事情について述べるとして九講を終えている。続くB群以降の詳細に関しては今後の研究で明らかにしていきたい。

この講義録の中には多くの具体例が提示されている。それらの具体例は、一つの講で終わるのではなく、複数の講で扱われている。一講から六講では、伊勢神宮や常陸鹿嶋神宮、大三嶋神社、大和春日社、宇佐神宮等の官司職がどのように職掌されたのかを述べた後に、六講でのまとめの場面で、どの司祭者の地位職掌の形態にどの神社が当てはまるかが示されている。七講から九講では、国分寺、東大寺、興福寺、四天王寺、法隆寺、桜井寺等の寺を具体例として用いて、それぞれ建立した人物や、官寺と私寺のどちらに当ては

まるのか、官寺の中でもどのような種類に分けることができるかを示している。このように、具体例を複数の講義を通して用いることで、各々の講の間に繋がりが生まれ、一貫性のある講義を行っていたと考えられる。

さらに、六講では一講から五講までの総括のような内容になっており、最後には「第三章 地方氏族と新官職との結合による土豪の成立」と記されているため、七講からは新しい章に入ると考えられる。それに対して九講の内容は、七講と八講に繋がる内容ではあるが、六講のような今までの講義内容を総括するものではない。また、九講の終わりは「次に檀越をめぐる□□の事情についてのべやふ」となっているため、次のB群の一講では九講に続く内容が記されている。このことから、西岡は、一講から九講までの講義内容は関連性のある部に分けられ、全体を通じて一貫性のある内容になっている。

また、講義録の所々で、紙を切り貼りして修正した跡や、追加の史料が記された煙草の箱紙裏等が挟まれたページがみられる。このことから、西岡は一つの講義を行うために、何度も講義録を推敲するという入念な準備を行っていたと考えられる。この講義録を基に、西岡の講義は淡々と進められていたのではないだろうか⁴⁾。

二 西岡虎之助講義録 解題(2)発表論文との相互関係

本章では、西岡虎之助の論文と講義録の内容を比較することで講義の特徴を考察していく。A群における講義録の内容と関連する論文は管見の限り以下の通りである。

一講 「古代における神社の荘園 一、古代における神田の荘園化」(1929)⁵⁾

二講 「古代における神社の荘園 六、熱田社領を背景とする大宮司家の變遷」(1932)⁶⁾

「古代における武士の荘園 二、佐々木荘と宇多源氏との關係」(1931)⁷⁾

三講 「奈良・平安時代における神人の活動 一、宇佐神人の場合」(1928)⁸⁾

四講 「奈良・平安時代における神人の活動 一、宇佐神人の場合」(1928)

五講 「奈良・平安時代における神人の活動 一、宇佐神人の場合」(1928)

「古代における神社の荘園 五、出雲大社領の成立と發展」(1939)⁹⁾

六講 「古代における武士の荘園 一、古代土豪の武士化とその荘園」
(1944)¹⁰⁾

七講 「文化史における天皇 二、聖徳太子時代」(1928)¹¹⁾

九講 「青史余論 高野山」¹²⁾

以上のように、ほとんど全ての講義内容が西岡の論文と関連することから、西岡は自らの研究を教育との緊張関係の中で育てていたと考えられる。また、講義録と論文脱稿の年代を比較すると、五講「古代における神社の荘園 五、出雲大社領の成立と発展」(1939)と六講「古代における武士の荘園 一、古代土豪の武士化とその荘園」以外の論文は全て講義録(1938年)以前に脱稿されている。既発表論文をもとにして講義を再構成・集大成したと考えられる。

ここで、三講と四講の内容と「奈良・平安時代における神人の活動 一、宇佐神人の場合」(1928)の内容の比較を行う。比較を行うために、下線部を引いた(史料参照)。この比較から、講義録と論文内容の関係は以下の3つの場合に分けることができると考える。

1. 論文と同じ文章をそのまま引用している場合(二重線)
2. 同様の内容であっても別の言葉を用いている場合(点線)
3. 先行論文に見られない内容の場合

1の特徴として、文章の終わりに細かく参考文献が記されている点が挙げられる。西岡は続記、権記、御堂関白記、日本紀略、百練抄等多くの古記録を参考文献として扱っているが、論文・講義録どちらにおいても事細かに出典を文末に明記している。

2の特徴としては、論文と講義録での漢字や日付の微妙な違いがある点、論文の内容を要約している点が挙げられる。論文では「神封戸一四〇〇戸、位田一四〇町に達した(続紀一八。)」と書かれていても、講義録では「神封合1400戸、班田140町に達した(続紀18。)」と書かれている(三講)。また、論文で「越えて六月八日には、(中略)。而してこの日惟仲は、帥としての釐務を停止されている(日本紀略。)」と記されている箇所は、講義録で「それを取しらべる為に推問使を派遣せられた六月九日には惟仲の釐務が停められてゐる(日本紀略。)」と記されている(四講)。さらに、論文では「天平勝宝六年十

一月には、かの薬師寺僧行信を中心とする厭魅事件が起った。そして田麻呂等はこれに同意していたために、終は罪を得、同月二十七日、杜女・田麻呂は除名され且つ朝臣姓を剝奪された上、杜女は日向に田麻呂は多嶺嶋に配流せられ、神宮の禰宜祝には改めて他人を択んで補することとしている。加之、神宮の封戸・位田及び雑物の一事已上は、爾来悉く大宰府をして検知せしむることとした(続紀一九)。と書かれている文章は、講義録に於いて「天平勝宝六年十一月に至り、薬師寺僧行信を中心とする厭魅事件がおこり、大神氏これに同意してゐた為に罪せられ杜女は日向に田磨は多嶺嶋に配流せられた(続紀19)。」と要約されている(三講)。

3の特徴としては、論文内で扱われていない文献を基に新たな情報が書かれている点、論文と同じ内容であっても講義録内では印がつけられている点が挙げられる。三講の終わりから四講の初めにかけて、宮司職に関する内容を講義録において以下のようにまとめている。

- (1) 天平十八年頃の宮司は宇佐地守である(東大寺要録4、仏領12、8、旧官時)。この翌々年あたりから、主神、祝の職と成る(下級神官)大神氏の活躍からなっている。
- (2) 宝亀二年大神田磨が宮司となる。一旦□の職に任されたが、又神宮の形勢が変るにつれて、復任したものらしい(同上)。
- (3) 延暦四年には大神種々磨が大宮司となる。(同上)。
- (4) 同十七年に大神宇佐が少宮司になる(同上)。
- (5) 弘仁中に宇佐地守が大宮司となる(宇佐氏系図)。

以上の内容と類似する文章は論文で見受けられない。また、この文章の出典となっている「東大寺要録4」、「仏領12、8、旧官時」、「宇佐氏系図」は論文中で扱われていない。また、論文内で「二十八日に至りその職を解き、左兵衛督藤原懐平を改めて大式に任じた。(御堂関白記、権記公卿補任、百練抄、中古三十六歌仙伝)」と記されている箇所は、講義録内で「下って十二月二十八日はその職を解いて藤原懐平を改めて大式に任じた。」と記され、文章の前には×印らしきものがつけられている(四講)。講義録で×印のようなものが付けられているのはこの箇所以外にも存在する。また、この文章は論文・講義録に共通する内容であるものの、講義録には出典が記されていない。

以上のように、西岡の論文と講義録の関係には3つの場合があり、自らの研究を根拠とした講義を行っていたと考えられる。また、論文の脱稿から講義録の執筆の間にも研究を重ねることで新たな発見を行い、その内容を講義録に記しているのである。

おわりに

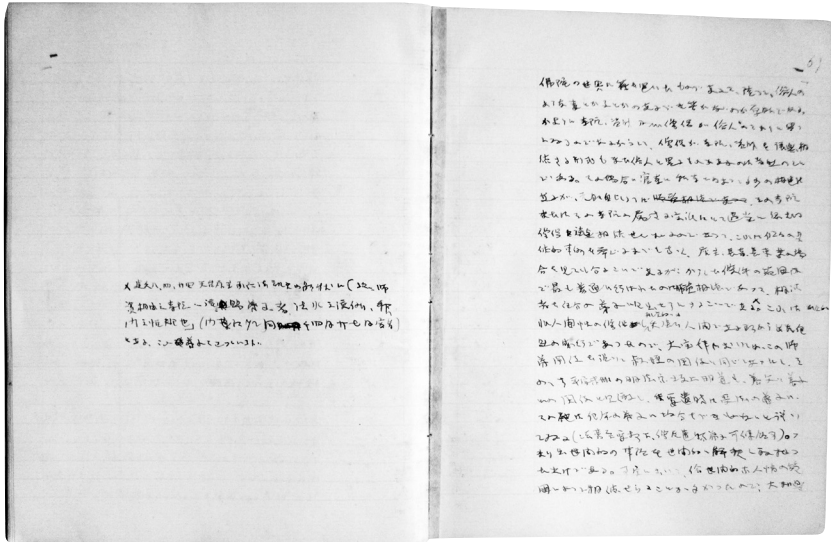
本稿では、講義録を通して1938年段階の西岡の歴史研究について考察してきた。民衆史研究への転換期といわれる1938年のものであるが、講義内容からそのような側面を見つけることはできなかった。だが、西岡の授業が自らの研究を核として構成したものであること、新たな研究を重ねることで、より正確な歴史を伝えるよう努めるものだったことは指摘できた¹³⁾。実は、研究内容と教育内容を分離して統制するという1930年代の皇国史観の在り方は、必ずしも具体的に解明されていない(特に高等教育機関にて)。それだけに、論文と講義台本とが揃っている「西岡コレクション」は近代史研究史上、稀有の史料であると思う。また個別論文では伝わりにくかった西岡の中世社会論の構想について、その一端がうかがえるノートである。つまり、古代的な「寺社勢力」に対して、それに寄生しつつ自立する「土豪」という図式が見られるが、その後の展開については講義録の後半の群の分析を俟ちたい。

(附記)

本稿は2020年和歌山大学教育学部提出の卒業論文『西岡虎之助の教育—講義録から考える』(研究指導：海津一郎・吉村旭輝両先生)をもとに構成した。なお、『講義録』の残りの部については、『学芸』67号(和歌山大学教育学部)にて公開予定である。

史料 西岡虎之助『講義録』冒頭1938年後期分

*下線部は、西岡虎之助(1928)「奈良・平安時代における神人の活動―宇佐神人の場合」『西岡虎之助著作集 第一巻 社会経済史の研究 I』(三一書房)との比較校訂による。本文参照。



(13年 9月)

一講

前学期の終りに述べたやふに、神社における最高司祭者、例へば宮司等は、その神社のもつ神領に対しては、領主的性格を帯びるやふになった。この性格は、云ふ迄もなく経済的性格であるが、それが彼等が、朝廷から補任せられたる司祭者一宮司であるといふ(政治的)性格と相俟って、地方における高い社会的地位を築き上げ、大きな俗の勢力を擁することになった。而かもかかる高い地位、大きな勢力に対しては、勢ひその地位職掌に関して言ひ分を持つ者によって、第一にその地位職掌を競望し争奪するといふ現象が生じ、第二には、その結果として有勢なる宮司の家族の人々(一族)によって、各地

の神社の官司の地位職掌が独占せらる、といふ現象が生ずる。さふしてかの二つの現象の展開状態を述べるに当って、理解し易くするために、第二次的現象である所の独占状態からして説いて置いた。それに関する例證(実例)を幾つか挙げて置いた。

所でこれらの例証を通して、独占の過程を考察してみると、そこに前述の第一の現象である所の官司職をめぐる競望と争奪の現象がある。この現象において二つの類型を求めることが出来る。第一は、神代以来の司祭者に代って、別な氏族が官司の地位職掌を独占する場合であって、この場合は異氏族の間の争となる。

第二にこれとは反対に、同氏族ではあるが、(祖先を同じにする)その子孫の代になり、系統を別にする者の間に官司職を廻って争が演ぜらる場合である。尤よりこれら二つの類型は、必ずしも或神社には第一の類型があり、或神社には第二の類型があるといふ訳ではなくして、永い期間を通じて歴史的にこれを眺むれば、同一の神社にして二つの類型を経験してゐるものも少くはない。或は全く二つの類型の何れとも経験しない神社もある。要するに神社を通概すれば、以上の二つの類型を発生するといふのである。(以下略)

三講

宇佐神宮は神代以来、宇佐国造の宇佐公の奉仕する神社であって、宇佐公が代々その司祭者であった。且つ宇佐公は国造である関係よりして古くから豊前国の土豪的勢力を擁してゐた(続記)。然るにその土地が九州といふ辺遠な土地にあって、大和の朝廷から遠く離れてゐる所からして、大きな神社であるに干はらず、大化改新以後において、京都政府(朝廷)から公的取扱を受けるに当って恵まれてゐなかつた。蓋しこれは、かかる地形的事情と関連して、その司祭者である宇佐公が地方土豪であるためか、京都政府に利巧に立廻る術を知らなかつた為でもあらふ。かくして宇佐神宮は奈良時代の中頃まで、餘り顕はれずに過ごしたのであるが、大和大神社の司官の大神氏の一族が、この宇佐神宮に司祭者の一員として乗込むことによって、宇佐神宮は俄かに中央政界に乗出して活発に行動するやふになった。

大和の大神氏が、何時頃、如何なる事情の下に、九州に下り宇佐神宮の司

祭者の列に割込んだか詳ではない。傳説によれば古いことになってゐるが、この大神氏が宇佐神宮の司祭者として活躍し始めたのは、奈良時代の中頃、かの聖武天皇が奈良に東大寺を御建立になり、大佛をお造りになったのを期会とするのであった。蓋し大神氏は大和出身で中央政界が消息に通ずるの便宜をとつてゐた所から、返纂する所が変り、朝廷が大佛鑄造のことで悩んでゐるのを好期にして宇佐神宮の中央進出を目論んだものであらふ。即ち天平廿年頃から宇佐の祀部大神宅女、同杜女、及び主神司大神田麿等は朝廷に近づき始め、終に天平勝宝元年十一月十九日神託を下して豊前から上京して、奈良京の南梨原宮の新造殿に鎮座した。前述の如くこの上京は、当時朝廷の最も頭を悩ましてゐた大仏鑄造に関してゐたものであるだけに、この上京前後に於ける朝廷の崇敬と歓迎は非常なるものであつて、宇佐神宮としては、かふした雰囲気の中に、易々と中央に於いて優越なる地位を占めることが出来たのである。(続記十七)。かくてこの結果翌二年には、朝廷が莫大なる神封、神田の御寄進があつて、神封合1400戸、班田140町に達した(続記18)。

更に注意すべきは、同年十月に宇佐神の神勅によって、太宰卿を改任したことで、藤原乙麻呂をこれに任じたのであつて、(続記18)、思ふに大神氏が神勅を仮託して、神宮なり自己なりを有利に擁護せんと謀つたものであらふ。兎も角、以上のやふにして、従来九州の一地方の大神に過ぎなかつた、宇佐神宮が一躍して中央の政治に活躍するに至つたのである。然るにかの成功は、勢ひ彼等をして調子に乗り過ぎしめたのであらふ。天平勝宝六年十一月に至り、葉師寺僧行信を中心とする厭魅事件がおこり、大神氏これに同意してゐた為に罪せられ杜女は日向に田麿は多嶺嶋に配流せられた(続記19)。神宮経済権もこれを機とし大宰府が管理することになった。これは神宮にとって大きな打撃であつたが、それにつけても、これまでの朝廷の過分な優遇が、全て大神氏の不純な画策に基づいたのであつたことを反省せられたのであらふ、翌七年三月大神は神託をして朝廷から賜つた莫大な、神封、神田を殆んど悉く返上してゐる(続記19)。これは神宮として自らの潔白であることを立証するとで、この御愼が奏□してか、神封、位田等は一時造神宮寺制に充てられて、全然神宮から切り離されなかつたのみならず漸次、回復せられてゐる。

而もかく旧瘡がゐえるに伴ふて宇佐神は、また積極的態度一朝廷では一に

出るに至った。即ち神護景雲三年九月に現はれたかの道鏡一件である。(続記30)。この事件は云ふまでもなく、大宰府の主神の習宜阿曾麻呂が八幡神勅を奏上したことに端を發し、而もその神勅なるものは、矯(タメ、イツハリ)に係るものであるから、全く大宰府の役人一個人が道鏡に媚びへつらった行為で、宇佐卿は大きく利用せられたに過ぎないやふではある。しかし乍ら和氣清麻呂が宇佐に下って最初に得た神託は、矢張り阿蘇麻呂のと同であったやふであるから(後紀八、清麻呂伝、扶桑略記抜萃)、神宮としても全然無関係であったとは云へない。寧ろ或神宮(別の或者の中には、再び神宮をして、ありし日のやふな盛んな活躍を夢みる輩があつて、私かに習宜阿曾麻呂と結託したものであらふ。それと同時に、一方にはこれに反対して、深く昔日の蹉跎に鑑みる時があつて、同意しない者もあつたのであらふ。そして、これが漸次前者を在した結果、第二回目の神託が現はれた。而して、この間に立つて、神宮側をこれに導いた功労者は和氣清麻呂で、彼は二派の間にあつて巧に反対派を鎮圧して、拗つて幾同代の為にも、また神宮その者にとつても大事に到らしめなかつたのであらふ。すれば、勅通使なるものが、こののち發達せられるに到つたのは当然のことである。兎も角清麻呂によって神宮は厄機を脱し得たのみならず、反つて朝廷の崇敬を増すこととなつた。即ち之より朝廷の崇敬は豪も衰へず天下の大社として優遇せられ、その結果として、貞観の初には山城男山の地に勸請せられ、王城鎮護の神として広まるやふになるに至つた。

以上のやふにして宇佐神宮は、尔後朝廷の崇敬の下に、九州にあつてその勢力を伸ばしていったのであるが、その勢力の伸張度に伴つて神宮内部の間に紛争を起すやふになつた。その内江の源は、前社大神氏と、宇佐氏との官司争であつた。既にも述べたやふに、宇佐氏は神代以来の司祭の家柄である。これに対して、大神氏に神宮をを一地方神から天下の大社たらしめた功労者である(よし□□は置かれなかつたにせよ)。かく、歴史的由緒の家柄と、功績の家柄とは、各々最高司祭の官司職に対して云ひ分を持つのは当然であり、争ふのも従つて当然である。

抑この官司職について見るに、

- (1) 天平十八年頃の官司は宇佐地守である(東大寺要録4、仏領12、8、旧官

時)。この翌々年あたりから、主神、祀の職と成る(下級神宮)大神氏の活躍からなっている。

- (2) 宝亀二年大神田麿が宮司となる。一旦□の職に任されたが、又神宮の形勢が変るにつれて、復任したものらしい(同上)。
- (3) 延暦四年には大神種々麿が大宮司となる。(同上)。
- (4) 同十七年に大神宇佐が少宮司になる(同上)。

これらの間は、大体、神宮の復興期で有、それに伴って大神氏が大体勢力を振ったものらしい。然るに次第に落付きをこの頃からとりもどすに伴って宇佐氏が再び頭を抬げた。

四講 (12~17丁)

- (5) 弘仁中に宇佐地守が大宮司となる(宇佐氏系図)。

而しこの宇佐氏の抬頭に対して大神氏も黙ってはゐず、為に両氏の間に争を生じたとのらしく、為に、弘仁十二年八月戊寅に朝廷に、自從大神、宇佐両氏を以て宮司となすと命令した(類聚国史十九)。こののちこの定が公のものとなって(延喜式三)二氏の外他氏を補い合ふこととなった(同上)。

けれども、この決定は、累に宮司として大神氏、宇佐氏の中から補し他氏にその云ひ分を持たせないといふわけで、大神宇佐両氏が如何なる資格のある場合、又は如何なる資質によって、宮司になるかといふ、細則が決められてない時からして、勢ひこののちに紛争を巻き起すのであった。この結果として第一に現はれるのは、長保の末頃から寛治の初頃にかけて起った、宇佐神人が太宰帥平惟仲排斥する事件にからんで生じた、大神、宇佐両氏の争である。即ち師惟仲の行為を是認するか、否定するかについて、宇佐神宮内部は二派に分れたのであって、

1. 一派は大宮司大神邦利に協力して、師惟仲が神宮宝殿を封じた非を鳴らし、
2. 一派は権大宮司宇佐宗海を中心として、師惟仲に同心し、大宮司邦利が豊前国門司関司(別当)兼、方なる者及び同国下毛郡司膳助頼を殺害した罪を鳴らしたもので、

頗る複雑した事件であった。

而してこの事件が表立つに到ったのは長保五年末のことであって、同年十

一月廿七日宇佐神人は京都に上って帥惟仲の苛酷のことを訴へ出た。彼等はこの時豊前の岸を離れて内海を経て、河尻に着する迄僅かに六日であって、その迅速な行程については神感に依るとの託宣があったといはれる(百鍊抄)。これら神人は大神邦利方であったことは云ふまでもないので、之に対して朝廷が如何なる處置態度に出たかは詳ではないが、十二月に宇佐使も派遣してゐるのは、何か関係がありさふである(権記)。

然るにそれでは埒が付かなかつたらしく、翌寛弘元年三月二十四日は、是より先に上洛した所の宇佐命婦並に神人等五百余人は陽明門外おいて訴った(日本記略、百鍊抄、権記)。この命婦はまた禰宜女、女官などと呼ばれた。更に五百余人といふ多数の神人のうちには見物人も交つてゐたらしいし、弥勒寺の僧等も交つてゐた。これらが一団となつて門に立ったものらしく、道長の日記には

廿四日戊申、参内、陽明門有ニ数百人、宇佐宮愁人、或見物者也、彼宮男子僧多参入、是邦利方師方 彼権司致海又参、其装甚奇、赤烏帽子者等候、女左近府門龍頭幡、有其下二三人、(御堂関白記)。

とある。その党派については権記に禰宜女及び祝為興寺は大宮司邦利に與力し、権大宮司宗海は帥に同心したとある。

かくてこの愁訴は、こののち六日間に亘つて続けられ、彼等神人は左近府内に出頭した。その間朝廷ではこれを奏上する一方、公卿達が會議を開いて、その處置を降したが、その要点は推問使を派遣して詳細なる事情を検査せしべしとする意見と、それを不必要視する意見とに分れた。しかしそののち四月一日に勅命が下り、双方を対問すべき令があった(御堂関白記)。その初審は同六月で、愁訴人のうち邦利方として弥勒寺の僧元命と、反対側の宇佐宗海とが太政官庁の松本曹司に召されて、対問せられ、ついで乙審の告審は十日に行はれたが、その結果、宗海は敗訴となり怠状を差出さしめられられてをり(御堂関白記)、また左衛門弓場に禁固せられた(権記)。

かく宗海方が敗訴になつたのであるから、勢ひ惟仲の行為と不法視せられ、それを取しらべる為に推問使を派遣せられた六月九日には惟仲の釐務が停められてゐる(日本紀略)。また推問使が下向して実地にても取しらべた。結果、神宮室殿に加封した直接の下手人たる太宰典代長岑忠義を随般して帰京

し、取しらべの結果、忠義を左衛門弓場に投獄してゐる(権記御堂関白記)。

☒下って十二月二十八日その職を解いて藤原懐平を改めて大弐に任じた。

このち寛弘五年十月一日、宇佐八幡宮禰宜成子が、車に乗って織部司南門に参り、大宮司邦利が無実を以って、成子に祓を科したことを訴出てゐる(日本紀略)。これに対し、大神邦利は、與力の僧尼令をして成子を訴てしめた。これらの陣定は同月五日に行はれた。邦利方としては元命の外に祢宜大神清子も加わつてゐた。かくて十一日更に仗議がありて、件の邦利、清子、元命等に関する訴を取しらべた結果、邦利に過ありと決定し、つひに彼の大宮司職を停めた(日本紀略)。そして翌六年三月十五日宇佐相規を大宮司に替補した(類聚符宣抄一)。これを見てもこの争は、宇佐、大神両家の争であつたことが分る。この後にも邦利元命等については太宰府をして勘問せしめてゐる。

更に下って寛治元年十二月二十九日に宇佐神民若干が参集して、宇佐宮檢校公則(宇佐氏)が、同宮の黄金御正体を盗んだといふこと、大弐藤原実政が大隅国正八幡宮の神輿を射たといふことである。(中右記)。それにつき朝廷では翌寛治二年二月一日の陣定を開いて議してゐ(御二条師通記、中右記、百練抄)。その後は専ら正八幡宮事件のみを取扱ひ、黄金犯用のことについては、□□(願・見セ消チ)みられてゐない。訴が出てから二年後の寛治四年五月二日に到りこれを陣定にて議してゐる。この問題は嘉保年間まで引続いた面倒なこと柄で、結果は不明に終つてゐる。それは性質上豊前の事柄で一訴人側は黄金の紛失を主張し、その犯人を大宮司公則でありとするに対して公則側ではそれを否定して朝議等なかつた上に、件の黄金は御正体なるや、はた異なる神宝なるやの問題と併せ生じたからである。而して、この訴を出した者は恐らく大神氏側のものであらふに思はれる。

このち仁平二年の頃にも宇佐大宮司公通と神官との間に争が起つてゐて、結局公通は職を奪はれてゐるが(兵範記)、これなども結局は大神、宇佐両氏の争の現はれであらふ。

註

- 1) 西岡虎之助関係史料群については、海津一朗「西岡虎之助コレクションの全体像についての覚書」(『和歌山地方史研究』60、2011)を参照した。
- 2) この記録については、海津一朗編『西岡虎之助神話 故郷と絵図』2016(JSPS科研費報告書・課題番号25370773)に全文納めた。
- 3) この表は、西岡虎之助著作集刊行委員会(2010)『西岡虎之助年譜・著作目録(補訂版)(稿)』(西岡虎之助研究室同窓会)に加筆修正したものである。なお西岡虎之助(1956)「自伝・年譜・著書論文目録 来しかたをふりえりて」『西岡先生追想録』(中央公論事業出版)において、西岡は京華中学校、女子師範学校以外の勤務校について、「それをだいたい順序で、一おうあげて見ると、まず大正大学史学科、ついで国学院大学国史科、それから日本大学史学科、それから東京帝国大学経済学部(日本経済史を担当)、明治大学政経学科(同上)、東京文理科大学倫理学科(ここでも日本経済史をやった)、京都大学史学科、また東京大学経済学部大学院(日本経済史文献研究をやる)、それから東京都立大学人文学部同大学院(これは現在もやひきつづいている)、それから宇都宮大学芸学部(日本経済史をやる)、これだけである。」と述べている。
- 4) 『西岡先生追想録』(西岡由紀男編1971私家版)を基に学生からみた西岡の講義について考察しておく。京華中学校で西岡に教わった宮木高明氏は、西岡の講義の特徴として「ずっと教室に入り、すらすらと話をし、ずっと出て行く。」と追想している。これは、宮木氏だけが述べている特徴ではない。日本大学の進士慶幹氏は「小柄の、色のくろい、気むつかしげな先生が教壇にあがると、ふくらんだカバンから一冊のノートを取り出して、何やら読んでおられる。」と述べ、京都大学大学院の高尾一彦氏は「先生のご授業を一言でいえば実直そのもので、用意された原稿のとおり淡々と講義をすすめられた。」と述べている。早稲田大学時代も同様で、中山昌氏は「御授業は正確几帳面で、周辺がいかに騒がしくても意に介されず時間一杯なされてきました。」と述べ、福井俊彦氏は「漫談風な講義ではなく、淡々と話をすすめられた。」と述べている。
- 5) 西岡虎之助(1929)「古代における神社の荘園 一、古代における神田の荘園化」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)
- 6) 西岡虎之助(1932)「古代における神社の荘園 六、熱田社領を背景とする大宮司家の変遷」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)(原題「熱田社領を背景とする大宮司家の變遷」)

- 7) 西岡虎之助(1931)「古代における武士の荘園 二、佐々木荘と宇多源氏との関係」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)(原題「佐々木荘と宇多源氏との関係」)
- 8) 西岡虎之助(1928)「奈良・平安時代における神人の活動 一、宇佐神人の場合」『西岡虎之助著作集 第一巻 社会経済史の研究Ⅰ』(三一書房)(原題「中古に於ける宇佐神人の活動」)
- 9) 西岡虎之助(1939)「古代における神社の荘園 五、出雲大社領の成立と発展」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)(原題「出雲大社領の成立と発展」)
- 10) 西岡虎之助(一九四四)「古代における武士の荘園 一 古代土豪の武士化とその荘園」『荘園史の研究 下巻一』(岩波書店)(原題「古代土豪の歴史」)
- 11) 西岡虎之助(1928)「文化史における天皇 二 聖徳太子時代」『西岡虎之助著作集 第四巻 文化史の研究Ⅱ』(三一書房)(『西岡虎之助年譜・著作目録〈補訂版〉(稿)』内に於いては「聖徳太子時代」となっている。)
- 12) 西岡虎之助「青史余歴 高野山」『西岡虎之助著作集 第二巻 社会経済史の研究Ⅱ』(三一書房)
- 13) 当時の東京大学周辺では、平泉澄の皇国史観の影響力によって、歴史研究(純正史学)と歴史教育(応用史学)を分離する傾向が強まった。この意味で、西岡の講義台本が発見されたことは意義深く、研究・教育を一体のものとしていた西岡の生き方に学ぶものがあると考えた。

(こばやし まゆ 鳥取県倉吉市立河北中学校教諭)